

掛川市水道事業管理規程第 1 号

掛川市水道部管理規程の一部を改正する規程をここに制定する。

平成29年 3 月22日

掛川市水道事業管理者
掛川市長 松 井 三 郎

掛川市水道部管理規程の一部を改正する規程

掛川市水道部管理規程（平成17年掛川市水道事業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「次の表の左欄に掲げる課」を「水道課」に、「それぞれの課」を「同課」に、「同表の右欄に掲げる係」を「総務係、工務係及び施設管理係」に改め、同条の表を削る。

第 3 条第 1 項中「課に」を「水道課に」に、「係に」を「前条に規定する係に」に改める。

第 7 条第 1 項中「水道総務課」を「水道課」に改め、同項に次の 2 号を加える。

(2) 工務係

- ア 水道施設の長期計画に関する事。
- イ 水道施設の建設及び改良工事の設計及び施工監理に関する事。
- ウ 給水装置に関する事。
- エ 受託工事の施行に関する事。
- オ 指定給水装置工事事業者に関する事。
- カ 水道施設に関する道路及び河川の占有に関する事。
- キ 消火栓の設置に関する事。
- ク 簡易水道施設の上水道への統合に関する事。
- ケ 専用水道に関する事。
- コ 簡易専用水道に関する事。

(3) 施設管理係

- ア 浄水場、取水場及び配水場の維持管理に関する事。
- イ 動力ポンプ、電気及び計量設備の運転操作及び点検整備に関する事。

ウ 上水道及び簡易水道の水質基準の検査その他水質管理に関すること。

エ 水道施設の維持管理及び修理に関すること。

オ 消火栓の修繕及び使用立ち会いに関すること。

カ 漏水防止に関すること。

キ 応急給水に関すること。

第7条第2項を削る。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。